

2021年8月6日

各位

会社名 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
問合せ先
E-mail kabu@jp.onkyo.com

② 株主様からよくあるお問い合わせにつきまして（臨時株主総会に関する事項）

【臨時株主総会について】

Q：臨時株主総会はいつ開催予定ですか？

A：2021年9月3日（金曜日）午前10時から開催予定です。

Q：何故今回の臨時株主総会基準日が2021年7月2日で、総会開催日が2021年9月3日なのですか？

A：弊社は新型コロナウイルスの影響により、定時株主総会にて計算書類等の報告が実施できなかったため、臨時株主総会または継続会を実施する必要がありました。通常の定時株主総会は、3月末基準日、5月中に総会議案開示、6月末に株主総会開催となりますが、今回の臨時株主総会は、6月17日公告、7月2日基準日、8月5日総会議案開示、9月3日臨時株主総会開催となっております。

Q：新しいサービスや商品を見る機会はありますか？

A：今後は、Matured by Onkyo の食品、デジタル聴診器、インフラのためのセンサーなど、今までに無いものにもトライしていきますので、株主の皆様には、情報発信は必要であると考えています。9月の臨時総会では、緊急事態宣言の状況にもよりますが、できる限り多くの商品やサービスのデモを用意する予定です。

【報告事項について】

Q：第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件と計算書類報告の件が議題としてありますが、なぜ臨時株主総会の議題なのでしょう？

A：3月決算の会社の多くは、3月末の基準日で6月末の株主総会での計算書類等の報告となりますが、今回、弊社におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより海外連結子会社（ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. 及び Minda Onkyo India Private Limited）の決算手続きに遅れが生じたことから、会計監査人による2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の決算に係る監査報告は、6月末時点において未定となっており、定時株主総会においてご提供できない状況となったため、この度開催する臨時株主総会において報告させていただきたくこととなりました。

【定款変更議案について】

Q：株主名簿管理の定款変更はどういう事ですか？

A：上場会社として、東証が認めている株主管理の会社を選択する定款が義務付けられていますが、上場廃止となり、株主管理は自社で実施するという変更内容です。

なお、議決権行使集計や株主総会の運営事務に関しては、第三者に委託する予定ではありますが、現在検討準備をしている状況です。

なお、9月3日開催予定の臨時株主総会は、議決行使集計も含めて、以前と変わりなく三菱UFJ信託銀行株式会社へ委託します。

- Q：臨時株主総会の議案、定款変更で株主名簿管理人の項目を削除とあるが今後は自社で行うつもりですか？
- A：はい、証券代行と協議のうえ、契約終了となりました。9月4日以降は、弊社にて対応いたします。
- Q：C種株式についても定款変更のようですが、これはどのような内容ですか？
- A：2021年9月6日以降に普通株式への転換を可能とする定款変更です。
C種種類株主様のほとんどが弊社取引先や協力先であり、今後も継続してビジネス上のご支援をいただきたいとの考えから、普通株式への転換といった選択肢を加えることを議案として諮らせていただくこととなりました。
- Q：2021年9月6日以降、C種株式のすべてが普通株式となるのですか？
- A：2021年9月6日以降に取得請求ができるという定款変更であり、必ずしもすべて普通株式となるものではないです。
- Q：取得価額は2円のように、これは妥当なのですか？
- A：第三者機関に2021年4月1日から7月30日までの期間における株式価値算定を依頼し、その範囲内において設定いたしました。
- Q：C種種類株式の優先配当権及び2023年1月からの金銭対価取得請求権は継続されるのですか？
- A：普通株式となった後には、優先配当権及び金銭対価取得請求権はなくなります。
- Q：C種種類株式の普通株への転換は何故なのですか？
- A：C種種類株主には、普通株主に優先されるTIBOR+2.5%の配当権利があり、また、2023年1月に110%を乗じた金額での取得請求権があります。
よって、C種種類株主にとって普通株式よりC種株式で保有している方が経済合理性もあるともいえますが、弊社としては、取得請求権が行使されると資金が必要であることと純資産が減ることになり、普通株式転換による純資産の維持、取得と優先配当による資金流出を削減するため、普通株式への転換を進めたいと考えています。しかしながら、C種種類株式には先に書かせていただいたように、取得請求権、優先配当権を有していますので、普通株への転換交渉のハードルは決して低くはないと考えております。
- Q：当初よりC種種類株式発行でなく普通株式発行にするべきだったのではないですか？
- A：2019年3月度決算が新型コロナウイルスの影響で延期となり、債務超過の確定を受け、2020年9月末に東証により、2021年3月末までの上場廃止猶予期間が設定されました。
すなわち、債務超過を解消するには半年しかない中で、普通株式の希薄化の制限ルールにより、普通株式の発行だけでは債務超過が解消できないため、優先株式を発行する必要がありました。
C種種類株式の引き受けの多くがDESになっているため、引受先より普通株を希望されましたが、割り当てることができずに、C種種類株式を引き受けてもらうこととなりました。
- Q：前回の総会決議をとった10億株の増加はC種種類株式の普通株式への転換のためだったのですか？
- A：当社は資金繰りが厳しい状態が継続しており、当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能にすることが主目的であります。